

入間市男女共同参画推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第8条）
- 第2章 基本的施策等（第9条―第14条）
- 第3章 入間市男女共同参画審議会（第15条―第21条）
- 第4章 雑則（第22条）
- 附則

男女共同参画社会基本法は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにし、その方向性を示しています。

入間市においては、平成9年の「いるま男女共生プラン」の策定を始めとして、「男女共同参画都市」の宣言、入間市男女共同参画推進センターの開設など、様々な取り組みを着実に進めています。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女が個人として対等に尊重され、互いに認め合う平等な地域社会を実現するには、多くの課題が残されています。また、少子高齢化、国際化、情報化等、多様な社会の変化により、男女共同参画社会の実現に向けたより一層の努力が求められています。

ここに、私たちは、男女がともにのびやかに、その人らしく生きることのできる平和を愛する香り豊かな緑の文化都市を目指して、その基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者等が手を携えて男女共同参画を推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号の機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）からの身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える言動をいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (6) 事業者等 営利又は非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行う個人、法人及び市民活動団体その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行わなければならない。

- (1) 一人ひとりが互いを大切にし、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の活動が両立できること。
- (5) 国際社会における取組を十分理解して行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者等と協力し、かつ、連携を図るよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と協力し、かつ、連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、あらゆる分野における活動への男女の平等な参画の機会を確保するなど男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業活動を行うに当たって、雇用及び活動における男女の平等な機会と待遇を確保するなど男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者等は、事業活動を行うに当たって、仕事と家庭生活の調和のとれた職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本的施策)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関し、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者等と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めること。
- (2) 政策、方針等の意思決定過程における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講じること。
- (3) 学校教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講じること。
- (4) 家族を構成する男女が家庭生活の活動とその他の活動を両立することができるように必要な支援を行うこと。
- (5) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の権利侵害に当たる行為の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。
- (6) 市民及び事業者等に対し、性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を用いないよう理解及び協力を求めていくこと。
- (7) 男女共同参画に関する調査研究を行い、市民及び事業者等に対して情報の提供を行うこと。
- (8) 男女共同参画の推進に関する施策に対する市民及び事業者等の理解を深めるために、広報活動の充実を図ること。
- (9) 男女共同参画の推進に資する人材を育成し、及びその積極的な活用を図ること。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第15条の入間市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告

書を作成し、及び公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(意見等の申出)

第13条 市民及び事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、意見等を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、これに適切に対応するものとする。

(拠点施設)

第14条 市は、入間市男女共同参画推進センター（入間市男女共同参画推進センター条例（平成15年条例第33号）に基づき設置された施設をいう。）を拠点として、男女共同参画の推進に関する施策を推進するものとする。

第3章 入間市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第15条 男女共同参画の推進に資するため、入間市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、市長の諮問に応じて、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第17条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、市民部自治文化課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(入間市女性問題協議会条例の廃止)

- 2 入間市女性問題協議会条例（平成4年条例第21号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に定められている「第2次いるま男女共同参画プラン」は、第10条の規定により策定された基本計画とみなす。

(入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 4 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第3中「女性問題協議会」を「男女共同参画審議会」に改める。

附 則（平成23年条例第9号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。